

港区保育施設整備候補物件の情報提供要項

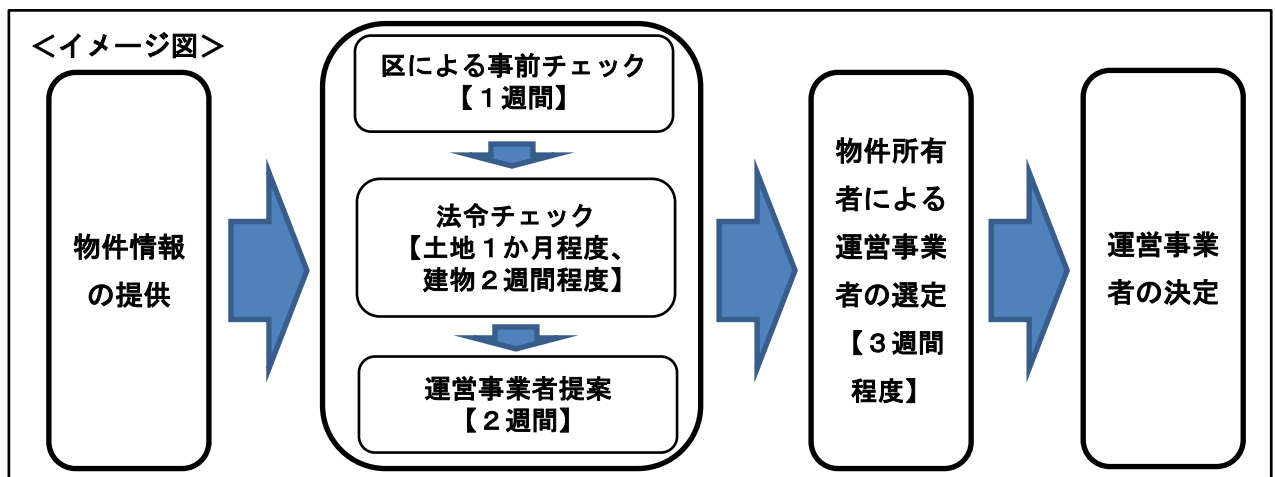
1 趣旨

区は、急激な人口の増加とともに、保育需要が高まるなか、様々な手法により保育定員の拡大を図ってきました。しかし、依然として高い保育需要が見込まれるため、待機児童解消に向け、さらなる取り組みを推進していく必要があります。

このため、区では土地・建物（以下「物件」という。）の所有者と運営事業者の「マッチング」を行う目的で物件の募集をしています。物件の紹介を希望する方には、メールで情報を配信します。

保育事業に熱意と責任のある皆様からのご応募をお願いします。

2 運営事業者決定までの流れ



(1) 保育施設整備候補物件の募集

保育施設として活用を希望する物件を募集し、区が選定します。

(2) 運営事業者へ物件情報を提供

区が選定した物件情報をあらかじめ情報提供の登録をしていただいた運営事業者にメールで配信します。（所在地、敷地・建築・延床面積、賃貸借料、賃貸借期間、その他特記事項、物件所有者の連絡先）

(3) 提案書等の提出

情報提供のあった物件について、保育施設の開設を希望する運営事業者が提案書等を区に提出します。

(4) 区から物件所有者に運営事業者についての情報提供

提出された提案書等を区で取りまとめの上、物件所有者に運営事業者の情報を提供します。

(5) 運営事業者の選定

物件所有者は運営事業者と面談の上、事業提案内容や契約条件等を総合的に判断し、契約する法人を選定します。

(6) 運営事業者の決定

物件所有者は、運営事業者に対して決定した旨の通知をします。

(7) 認可手続き

運営事業者が保育施設整備に向けた手続きを開始します。

3 登録要件

全国の区市町村において、認可保育所、小規模保育事業又は港区保育室の運営実績があること。

4 法人情報の登録

(1) 受付期間

随時受付を行っています。

※書類を持参する場合は、あらかじめご連絡していただいた上、平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間にお越しください。

(2) 登録期間

登録日から令和2年3月31日まで

(3) 登録方法

「物件情報提供登録申請書」(様式1)、登記事項全部証明書及び印鑑証明書を郵送又は持参してください。登録には受付から1週間ほどかかる場合があります。登録が完了しましたら、メールでお知らせします。

(4) 申込先

〒105-8511

港区芝公園一丁目5番25号

港区子ども家庭支援部子ども家庭課保育・児童施設計画担当

TEL: 03-3578-2466

5 提案書等の提出

情報提供のあった物件において、保育施設の開設を希望する運営事業者は、次の提案書等を期日までに2部提出してください。

書 類	備 考
保育施設整備提案書	(様式2)
直近3年間の決算報告書	
残高証明書	提案日から1ヵ月前以降のもの
納税証明書(税務署が発行するもの) ・その1 納税額等証明用 ・その2 所得金額の証明用 ・その4 滞納処分を受けたことのない証明用	税務署が発行する納税証明書に関しては、その1・その2を直近会計年度分、その4を直近3会計年度分
保育施設の運営実績一覧	施設種別、施設名称、所在地、

	定員、開設時期、運営形態
企業概要	パンフレット等

6 補助金

運営事業者は、私立認可保育所又は小規模保育事業所の整備に当たり、「港区認可保育所等設置支援事業費補助要綱」に基づく整備費及び建物賃借料補助を活用することができます。

なお、補助内容は、国・都の補助内容により、変更することがあります。

7 その他

- (1) 区が運営事業者へ情報提供しますが、賃貸借契約については、物件所有者と運営事業者において締結していただきます。
- (2) 既存建築物の用途を変更し、用途を変更する部分の床面積の合計が 100 m²を超える場合は、建築基準法上の確認申請（用途変更）の手続きが必要になります。
- (3) 保育施設整備に当たって、近隣住民との調整は運営事業者の責任で行ってください。
- (4) 応募後に、何らかの事情により当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当までご連絡ください。
- (5) 応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (7) 提出していただいた書類は、港区において1年間保管し、その後破棄します。
また、提出していただいた書類は、理由を問わず返却いたしませんので、ご了承ください。
- (8) 登録情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。